



第 7 号
平成 24 年 12 月 10 日
広島市立広島特別支援学校
保健室

寒さが本格的になってきました。学校では、今のところ、インフルエンザでお休みする人はいませんが、風邪や嘔吐で体の調子が良くない人もいます。

広島市内では、インフルエンザにかかった人もいますし、感染性胃腸炎にかかる人が急に増えているようです。うがいや手洗い、マスクを着けたり、換気をしたりして、感染症を予防しましょう。

学校において予防すべき伝染病の一部が改正されています
(平成 24 年 4 月 1 日 学校保健安全法施行規則の一部改正)

5月の保健だよりでもお知らせしましたが、今回は流行が近づいているインフルエンザについてお知らせします。



インフルエンザによる出席停止期間の基準が変わっています。

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」
※ 発症：病気の症状が現れること
ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。

例えば、発症後4日目に解熱した場合

※登校については、必ず主治医の指示に従ってください。

12/12 すいようび (水)	12/13 もくようび (木)	12/14 きんようび (金)	12/15 どようび (土)	12/16 にちようび (日)	12/17 げつようび (月)	12/18 かようび (火)	12/19 すいようび (水)
発症日 発症当日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目
発熱	インフルエンザと診断			熱が下がる	熱なし 1日目	熱なし 2日目	登校可能
出席停止							登校可能

発症当日は、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状が始まった日です。受診時に発症日を相談・確認することが必要です。

学校へ電話、または連絡帳で必ずお知らせください。

ほごしゃ みなさま ねが
保護者の皆様へお願い



<インフルエンザの
出席停止期間の変更について>

抗ウイルス薬の服用によって、熱が早く下がるようになり、以前の期間のままでは、感染力が残った状態で登校するケースが増えていることから、変更されました。
熱が下がって元気なのに・・・と思われる場合もあると思いますが、集団での流行拡大を防ぐために必要な措置ですので、御理解と御協力のほど、どうぞよろしく
お願いいたします。

<連絡について>

インフルエンザと診断されたら、すぐに学校にお知らせください。
登校するときにも、電話または連絡帳で必ず御連絡ください。



<緊急連絡先について>

学校で発熱や嘔吐等の症状があったときには、お迎えをお願いする場合があります。この場合、スクールバスには乗車できません。
緊急連絡先の変更やその日の変更がある場合は、必ず担任までお知らせください。

<学校感染症等
治癒証明通知書について>

完治後、登校の際に『学校感染症等治癒証明通知書』を御提出ください。
※ 文書料がかかる病院の場合は、不要です。主治医より、登校の許可を受け、そのことについて御連絡ください。



～ ややく ねが し
与薬についてのお願いとお知らせ ～



学校に風邪薬等の臨時的与薬依頼をされる場合は、次のようお願いします。
薬は、原則として主治医が診察して処方した薬を与薬します。市販薬は対象となりませんが、場合によっては相談に応じます。(児童生徒が自分で服用する場合も、御記入ください。)

- ① **与薬依頼票(臨時用)に必要事項を記入し、担任へ提出します。**
※ やむを得ず依頼票の提出が間に合わない場合は、連絡帳に与薬依頼の旨を記入することで対応します。翌日には依頼票の提出をお願いします。

連絡帳で依頼される場合 何の薬か、量、いつ飲ませるか、症状や体調等を御記入ください。

持参する薬は、
包装紙1つずつに名前を記入します。
一日量を持参します。

市立花子
○月○日

市立花子

シロップ等は1回量が分かるようにして持参します。
例：容器に目盛りを付ける。

- ② 学校で与薬したら、担任が連絡帳に横じてある与薬確認表に記入しサインをします。